



(介護予防) 短期入所生活介護 料金表

1 (介護予防) 短期入所生活サービス費 (円)

1日あたり	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担の場合	588	729	782	857	941	1,019	1,096
2割負担の場合	1,175	1,457	1,563	1,714	1,881	2,038	2,192
3割負担の場合	1,762	2,185	2,345	2,571	2,821	3,057	3,287

2 その他の体制加算等 (円)

加算項目	加算概要	1日あたり (1割)
○ 夜勤職員配置加算(Ⅱ)	ユニット型で、入所定員が51人以上の施設で、夜間帯の人員を規定人員より多く配置しています。	20
○ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が80%以上、に該当する職員を配置しています。	25
○ 看護体制加算(Ⅰ)	入所定員51人以上の施設で、常勤の看護職員を1名配置しています。	5
○ 看護体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)に該当し、看護職員を規定人員より1名多く配置し、24時間の連絡体制を確保しています。	9
△ 送迎加算	ご自宅から施設、施設から自宅までの送迎を行なった場合に算定します。	205
○ 生活機能訓練体制加算	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しています。	13
○ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしていること。	11
○ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして 所定単位の140/1000	14%

※ ○・・・常時算定します △・・・都度算定します

3 食費

	(円)
朝食	400
昼食	600
おやつ	70
夕食	600

	(円)
2泊3日の場合	4,010

(朝食×2、昼食×3、おやつ×3、夕食×2)

	(円)
1日あたり	1,670

4 滞在費

	(円)
1日あたり	2,300

◆世帯全体の所得に応じた利用者負担上限額の基準

区分	対象者	預貯金	食費(1日)	滞在費(1日)
第1段階	住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	なし	300	880
第2段階	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円以下の方	単身 650万 夫婦 1,650万	600	880
第3段階①	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計80万円~120万円以下の方	単身 550万 夫婦 1,550万	1,000	1,370
第3段階②	住民税世帯非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が年額で合計120万円以上の方	単身 500万 夫婦 1,500万	1,300	1,370

※ 対象については、保険者(市区町村)の介護保険課にご確認ください。

※ 対象者については、保険者より介護保険負担限度額認定証が交付されます。

5 その他

	(円)
テレビレンタル使用料(電気代含む)	1日あたり 100

	(円)
買い物代行	1回あたり 500

1割の場合

2泊3日費用	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準額	12,674	13,097	13,256	13,481	13,733	13,967	14,198
(第1段階)	5,304	5,727	5,886	6,111	6,363	6,597	6,828
(第2段階)	6,204	6,627	6,786	7,011	7,263	7,497	7,728
(第3段階)①	8,874	9,297	9,456	9,681	9,933	10,167	10,398
(第3段階)②	9,774	10,197	10,356	10,581	10,833	11,067	11,298

2割の場合

基準額	14,435	15,281	15,599	16,052	16,553	17,024	17,486
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

3割の場合

基準額	16,196	17,465	17,945	18,623	19,373	20,081	20,771
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

※ 上記参考金額に「その他の体制加算等」は金額に含まれていません。